

平成20年度三好市人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別採用者数

	一般行政	保健師	理学療法士	看護師	合計
応募者数				3	3
採用者数				2	2

(2) 事由別退職者数

定年	勸奨	自己都合	死亡	免職	その他	合計
10	8	1	1	0	0	20

(3) 年度当初の常勤職員数(平成20年4月1日現在)

市長部局	議会	監査委員会	農業委員会	教育委員会	病院	水道事業	合計
465	5	2	3	96	45	8	624

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成20年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年増減 数	主な増減理由
	平成19年	平成20年		
	人	人	人	
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	
	総 務	123	121	▲ 2 事務の統廃合・縮小
	税 務	27	27	
	民 生	158	154	▲ 4 退職不補充
	衛 生	46	43	▲ 3 事務の統廃合・縮小、退職不補充
	労 働			
	農 林 水 産	38	34	▲ 4 事務の統廃合・縮小
	商 工	22	20	▲ 2 事務の統廃合・縮小
	土 木	35	38	3 産業建設部門の統廃合
	一般行政部門 計	454	442	▲ 12
	教 育	105	96	▲ 9 事務の統廃合・縮小、退職不補充
	消 防			
	普通会計計	559	538	▲ 21
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	44	43	▲ 1 退職不補充
	水 道	17	16	▲ 1 事務の統廃合・縮小
	交 通			
	下 水 道			
	そ の 他	27	27	
	公営企業等会 計 部 門 計	88	86	▲ 2
合 計	647	624	▲ 23	

2 職員の給与の状況等

三好市給与定員管理等の公表にて詳細を公表

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(平成20年4月1日現在)

(1)勤務時間の状況

正規の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間	週休日
一週間当り40時間	8:30	17:15	12:00～12:15 15:00～15:15	12:15～13:00	土曜日及び日曜日

(2) 休暇の制度

ア. 休暇等の取得状況(平成20年中)

年次有給休暇平均取得状況	14.9日
病気休暇(6日以上)の診断書を有する者)	37人

イ. 主な休暇制度 …… 結婚、忌引、夏季、リフレッシュ、ボランティア、子の看護、妊娠・出産に係る休暇等

種 類	付与日数等
風水震災火災その他の非常災害による交通遮断	必要と認められる期間
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
通信教育における面接授業を受ける場合	必要と認める期間 ただし、1年につき20日以下
国民体育大会に参加する場合	その都度必要と認める期間
結婚する場合	連続する5日以内(週休日等を含む)
分娩の場合	予定日前8週間、産後8週間まで
生理日に勤務することが著しく困難な場合	3日を超えない範囲で必要と認める期間
育児参加をする場合	5日以内/年
妻が出産する場合	2日以内
保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内(生後1年に達しない子)
父母を追悼する場合	1日以内
親族が死亡した場合	配偶者10日、父母・子7日、兄弟姉妹3日等
夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	5日(7/1～9/30の期間内)
リフレッシュ休暇	5年ごと、3～5日
ボランティア活動に参加する場合	5日以内/年
子の看護をする場合	5日以内/年(中学就学前の子)

ウ. 無給休暇

(ア) 組合休暇 …… 職員が任命権者の許可を得て、登録された職員団体の業務又は活動に従事するための休暇(取得者 1名)

(イ) 介護休暇 …… 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇(取得者 4名)

エ. 育児休業及び部分休業の制度(無給)

ア 育児休業 …… 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、原則1回取得(新規取得者 9名)

イ 部分休業 …… 3歳未満の子を養育する職員が、子が3歳に達するまでの期間、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得(取得者 0)

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 職員の分限処分の状況について

職員がその責務を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は免職、休職、降任、降格、降給があります。

処分内容	処分者数	処分理由
降任		
免職		
休職	3	心身の故障による
降給		

(2) 職員の懲戒処分の状況について

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務執行の秩序を維持する目的で、一定の義務違反に対して職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給戒告があります。

処分内容	処分者数	処分事由
戒告	1	地方公務員法29条第1項第2号
減給		
停職		
免職		

5 職員のサービスの状況について

地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

○職員研修

・市主催研修(受講者数、開催回数)

接遇研修 30名 1回

公務員倫理研修 78名 1回

まちづくり研修 30名 1回

・徳島県自治研修センター、市町村アカデミー等(受講者数、研修種目数)

研修受講者 延61名 研修種目 31種

○勤務成績の評定 未実施

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元氣回復その他厚生計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1)保健に関する事業	職員健康診断	221人
	人間ドック	346人

(2)その他保健厚生事業

財) 徳島県市町村職員互助会加入

加入者 619人

公費負担額 7,179千円

補助率 50%

事業 給付事業・厚生事業

(公費を伴う事業 保養所施設利用助成・育児休業給)

8 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 0件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 0件